

筑後市放課後児童健全育成事業（水田学童保育所・筑後南学童保育所） 運営業務に係る業者選定実施要領

1. 業務名

筑後市放課後児童健全育成事業（水田学童保育所・筑後南学童保育所）運営業務

2. 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※契約締結日から令和6年3月31日までは、準備・引継期間とし、放課後児童健全育成事業運営業務の委託開始時期は令和6年4月1日とする。（運営業務委託期間は3年間）

※準備・引継期間に関する経費は、受託者の負担とする。

《水田学童保育所》 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

《筑後南学童保育所》 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 見積限度額

3年総額 74,880,000 円 を限度とする。

※なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

※上記限度額は「令和6年度2支援単位及び令和7、8年度4支援単位」の合計であること（別添「業務委託仕様書」を参照）。

4. 業務内容等

別添「業務委託仕様書」による。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式を採用する。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

（1）基本的事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく筑後市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ②筑後市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
（当該名簿への登録がない場合は、プロポーザルへの参加申込時に当該名簿の登録手続に必要な資料をあわせて添付すること。）
- ③筑後市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- ④市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥次のいずれかに該当する者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている者

（2）業務遂行能力

- ①福岡県内又は乗用車で2時間以内の地域に事業所を有し、（緊急時・平時を問わず）迅速に対応できる法人であること。
- ②学童保育所の運営に熱意があり、放課後児童健全育成事業としての十分な運営実績及び能力を有していること。

7. 参加申込書等の提出

参加を希望する場合は、令和5年10月23日（月）17時（必着）までに、参加申込書の他、以下の書類を筑後市児童・保育課へ郵送により提出（書留郵便のみ）

【参加申込関係書類（各1部）】

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式指定なし）
- ③ 事業実績（様式2）

※本市の入札参加資格名簿に未登録である事業者については、別添「筑後市競争入札参加資格審査申請について」に記載の申請書類を必ず添付すること。

8. 提案書等作成方法

（1）提出を求める事項、部数等

- ・提案書等提出届（様式3） ※提案書正本にのみ添付
- ・提案書（内容は「9. 留意事項」参照のこと。）
 - 正本1部（法人名記載）
 - 副本11部（法人名・ロゴ等、事業者が特定できる情報の記載不可）
 - ※委託内容等については「運営業務委託仕様書」を参照してください。
- ・見積書
 - 正本1部（法人名、代表者職氏名記載、代表者印を押印）
 - ① 各年度別、各支援単位別の収支明細（内訳）を記載すること。一式計上不可。

- ② ①の収支明細（内訳）において、利用料・延長保育料・おやつ代等の利用者負担額は委託料には含めずに分けて記載すること。
※その他、「運営業務委託仕様書」を参照すること。

（２）提出期限

令和5年11月2日（木）17時まで

※筑後市児童・保育課へ持参または郵送（書留郵便のみ）により提出すること。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

9. 留意事項

（１）提案書の規格

- ① A4版縦とし、横書きで左綴じ製本とすること（A3版による折込頁の挿入は可）。
- ② 刷色は自由とする。
- ③ 文字の大きさは、11ポイント以上（表紙、図表除く）とする。
※文字の大きさや見やすさに留意すること
- ④ 提案書は、図表等を含め20ページ以内とする（表紙、目次はページ数に含まない）。

（２）提案書の構成・選考事項（以下の①～⑨の項目ごとに提案書を作成すること）

- ① 放課後児童健全育成事業の運営にあたっての基本理念・方針
- ② 運営実績（放課後児童健全育成事業・その他（児童福祉関連事業等））
- ③ 運営プログラム（事業計画・活動内容・行事予定等）及び育成支援の方法
- ④ 職員体制（配置の考え方・緊急時や障害児等への対応・雇用（処遇）等）
- ⑤ 人材確保・育成（支援員等の確保の手法・研修体制（資質向上への取組）、等）
- ⑥ 家庭（保護者）との連携・対応（情報交換・苦情対応・利用者負担の徴収等）
- ⑦ 学校・地域との連携（情報交換・連携方法（具体的な手法）等）
- ⑧ 安全管理（児童の安全・衛生管理（感染症対策）・防災、防犯対策等）
- ⑨ 独自提案・セールスポイント等

※その他、見積書により業務コストの妥当性を選考（※見積書は別途提出）

（３）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- ④ プロポーザル審査委員に直接間接を問わず、接触を求めた場合
- ⑤ 参加申込書の提出から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ⑥ その他、審査の不公平に影響がある行為があったと認められる場合
- ⑦ その他、市が指示した事項に違反した場合

- (4) 複数提案の禁止
同一事業者が複数の提案を提出することはできないものとする。
- (5) 参加辞退
参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により行うものとする。
- (6) 本依頼の実施に要する費用は参加者の負担とする。
- (7) 提案書等の提出後の差替え、追加、修正等はやできないものとする。
- (8) 提出された提案書や見積書等は返却しないものとする。
- (9) 提出された提案書は、本件の選考以外に無断で使用することはないが、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (10) 審査結果に関する異議の申立てはできないものとする。

10. 現地確認

- (1) 開催日時
令和5年10月6日（金）午前10時～（20分程度）
- (2) 集合場所（現地）
水田コミュニティセンター駐車場（詳細な場所は、申込み後別途指示する）
- (3) 実施方法
新設小学校併設の学童保育施設は建設中のため、図面にて説明
- (4) 申込方法
令和5年10月3日（火）17時までに「法人名、参加者の氏名、連絡先」を筑後市児童・保育課（Tel0942-65-7017）まで電話にて事前連絡すること。

11. 質疑、回答

- (1) 提出方法
質問票（様式4）により、メールにて送付のこと。なお、メール発信後、筑後市児童・保育課（Tel0942-65-7017）まで質問メールを発信した旨、電話連絡をすること。
- (2) 期限
令和5年10月3日（火）～ 令和5年10月13日（金）17時まで
- (3) 提出先
E-mail：jidou-hoiku@city.chikugo.lg.jp
- (4) 回答方法等
令和5年10月18日（水）に市ホームページにて回答（掲載）するものとする。

12. 選定方法

- (1) 第1次審査（書類審査）
提案書等を以下の【表1】で示す評価基準に基づいて審査し、基準点（90点）以上の点数を得た事業者のうち、「上位3事業者」を第1次審査通過事業者とする。
※ただし、基準点を超える点数を得た事業者が2事業者の場合は2事業者、1事業者の場合

合は1事業者とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査通過事業者によるプレゼンテーション及び審査委員会による事業者へのヒアリングを行い、第1次審査（書類審査）における項目を再評価する。

- ① 第2次審査日は令和5年11月21日（火）とし、場所や時間帯等の詳細は第1次審査通過者に後日通知する。
- ② 1事業者あたりの審査時間は「プレゼンテーション15分、ヒアリング20分、計35分」とし、順次個別に行うこととする。なお、順番等については別途通知する。
※審査の順番は、提案書持参時に「くじ」により決定する。郵送の場合は職員が代理でくじを引くものとする。
- ③ 説明に際し使用できるものは「提案書のみ」とし、追加提案や追加資料は原則認めない。
- ④ プレゼンテーション参加者は1社3名までとする。このうち、1名は筑後市の管理担当責任者となる者を含めること。なお、参加時には社員証及び本人確認書類を提示すること。
- ⑤ 審査時には、事業者名の入った名札等は使用せず、名称を伏せて行うこと。

(3) 第2次審査の点数（160点×5人＝800点満点）が最も高い者を順位第1位の受託候補者として選定する。次に合計点の高い者を順位第2位の受託候補者とし、その次に高い者を順位第3位の受託候補者とする。

(4) 審査結果については、後日、参加者に書面によって通知する。

【表1】評価基準及び配点

対象	評価項目	配点
提案書	事業運営にあたっての理念・方針	10点
	事業実績（放課後児童健全育成事業、その他）	15点
	運営プログラム（活動内容等）及び育成支援の方法	20点
	職員体制（人材確保・人材育成・処遇（雇用）等）	30点
	家庭（保護者）・小学校・地域等との連携	30点
	安全管理（児童の安全・衛生管理・防災・防犯等）	25点
	独自提案（本市にとって有益なもの）	10点
見積書	総費用	20点
合計		160点

13. 契約

順位第1位の受託候補者を相手として、契約締結に向けた細目についての協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、12(3)により順位付けられた上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

14. 選定の日程

実施要領・仕様書等の公表	令和5年 9月28日(木)
現地確認	令和5年10月 6日(金) (申込期限: 令和5年10月3日)
質問の受付	令和5年10月 3日(火) ~ 令和5年10月13日(金)
質問に対する回答書公表	令和5年10月18日(水)
参加申込書等提出期日	令和5年10月23日(月) 17時まで
提案書等提出期日	令和5年11月 2日(木) 17時まで
第1次審査	令和5年11月 7日(火) ~ 令和5年11月 9日(木)
第1次審査結果通知の発送	令和5年11月13日(月)
第2次審査	令和5年11月21日(火) ※時間等別途通知
審査結果の通知・公表	令和5年11月22日(水) ※審査結果は書面にて通知
契約締結	令和5年12月22日(金) 予定

※提案書など、受付後に提出物の内容について質疑等を行う場合があります。

※上表の各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合があります。

15. 情報公開

提出された提案書等は、本市情報公開条例に基づき、個人情報・法人情報等を除き公開の対象となる。

16. 担当課(問合せ)

筑後市役所 市民生活部 児童・保育課(担当: 野田・長瀬)

所在地: 〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地

電話: 0942-65-7017

FAX: 0942-53-1589

E-mail: jidou-hoiku@city.chikugo.lg.jp